

## 議第18号

## 平成27年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成27年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間総給水量		185,928,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	
1日最大給水量		555,000	
1日平均給水量		508,000	
期首使用者数		760,000 <sup>件</sup>	
期末使用者数		765,000	
増加見込数		5,000	
主要な建設改良事業		千円	
上水道整備事業		16,200,000	
上水道機能維持・向上対策		11,888,000	地震対策及び改築更新
浄水処理強化対策		402,000	浄水処理の強化
鉛製給水管解消		3,090,000	鉛製給水管の取替え
庁舎建設		820,000	庁舎の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 水道事業収益	33,564,000千円
第1項 営業収益	31,471,928千円
第2項 営業外収益	2,092,072千円

## 支 出

第1款 水道事業費用	28,694,000千円
第1項 営業費用	23,792,054千円
第2項 営業外費用	4,901,946千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,931,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,087,696千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金等13,843,304千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	15,762,000千円
第1項 企業債	13,107,000千円
第2項 出資金	947,000千円
第3項 国庫補助金	28,000千円
第4項 補助金	126,000千円
第5項 工事負担金	313,548千円
第6項 加入金	430,000千円
第7項 基金収入	167,864千円
第8項 基金繰入金	412,000千円
第9項 寄附金	127,200千円
第10項 その他資本的収入	103,388千円

## 支 出

第1款 資本的支出	30,693,000千円
第1項 建設改良費	16,688,798千円
第2項 企業債償還金	13,836,338千円
第3項 投資	167,864千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道整備事業	平成28年度から平成30年度まで	千円 11,120,000
諸施設整備	平成28年度及び平成29年度	100,000
琵琶湖疏水感謝金	平成28年度から平成36年度まで	各年度 230,000
水道メーター点検業務	平成28年度及び平成29年度	380,000
施設運転管理等業務	平成28年度及び平成29年度	326,000

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道整備事業費	千円 7,562,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
計	7,562,000			

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次の

とおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、126,000千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち2,968,167千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金	2,968,167千円
---------	-------------

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、840,000千円と定める。

平成27年2月20日提出

京都市長 門川大作